

令和7年第 号

任意後見契約公正証書（サンプル）

本公証人は、委任者・〇〇〇〇（以下「甲」という。）
及び受任者・〇〇〇〇（以下「乙」という。）の嘱託
により、令和〇年〇月〇日、次の法律行為に関する陳
述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和7年〇月〇〇日、任意後見
契約に関する法律第4条第1項に定める「精神上の
障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」、
すなわち甲の判断能力が不十分な状況になった場合
に、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事
務（以下「後見事務」という。）を行うことを委任
し、乙は、これを受任する（以下「本契約」という。）。

第2条（契約の発効時期等）

- 1 本契約は、家庭裁判所において、乙の後見事務
を監督する任意後見監督人が選任された時からそ
の効力を生ずる。
- 2 本契約締結後、甲が精神上の障害により事理を
弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙

は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督
人の選任の請求をしなければならない。

- 3 本契約の効力発生後における甲と乙との間の法
律関係については、任意後見契約に関する法律及
び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

第3条（後見事務の範囲）

甲は、乙に対し、別紙「代理権目録（任意後見契
約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」とい
う。）を委任し、その事務処理のための代理権を付
与する。

第4条（身上配慮の責務）

乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲
の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものと
し、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパ
ーその他日常生活援助者から甲の生活状況について
報告を求め、主治医その他の医療関係者から甲の心
身の状態について説明を受けることなどにより、甲
の生活状況や健康状態の把握に努めるものとする。

第5条（証書等の引渡し等）

- 1 甲は、乙に対し、本件後見事務を処理するため

に必要と認める範囲で、適宜の時期に、次の証書等及びこれらに準ずるもの（以下「証書等」という。）を引き渡す。

- ① 登記済権利証・登記識別情報通知
- ② 実印・銀行印
- ③ 印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード
- ④ 預貯金通帳・預貯金証書・信託受益権証書
- ⑤ 各種キャッシュカード
- ⑥ 有価証券・その預り証
- ⑦ 年金証書・その他年金関係書類
- ⑧ 国民健康保険被保険者証
- ⑨ 介護保険被保険者証
- ⑩ 国民健康保険高齢受給者証
- ⑪ 後期高齢者医療被保険者証
- ⑫ 不動産に関する契約、介護に関する契約、福祉関係施設入居に関する契約、医療契約その他重要な契約に関する書類等
- ⑬ その他必要な書類等

2 乙は、本契約の効力発生後、甲以外の者が証書

等を占有所持しているときは、その者から証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

3 乙は、証書等の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付して証書等を保管する。

4 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で証書等を使用するほか、甲宛ての郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

第6条（費用の負担）

乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙は、管理している甲の財産からこれを支出することができる。

第7条（報酬）

- 1 乙による本件後見事務処理は、無報酬とする。
- 2 本件後見事務処理を無報酬とすることが、次の事由により不相当となったときは、甲及び乙は、任意後見監督人と協議の上、報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。

- (1) 甲の生活状況又は健康状態の変化
- (2) 経済情勢の変動
- (3) その他本件後見事務処理を無報酬とすることを不相当とする特段の事情の発生

3 前項の場合において、甲がその意思を表示することができない状況にあるときは、乙は、甲を代表する任意後見監督人との間の合意により報酬を定め、また、定めた報酬を変更することができる。

4 前二項の報酬支払契約又は変更契約は、公正証書によってしなければならない。

第8条（報告）

1 乙は、任意後見監督人に対し、6か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
- (2) 甲を代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び甲を代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
- (3) 甲を代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況

- (4) 甲の生活又は療養看護について行った措置
- (5) 費用の支出及び支出した時期・理由・相手方
- (6) 報酬の定めがある場合の報酬の收受

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかに求められた事項について報告する。

第9条（契約の解除）

1 甲又は乙は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

第10条（契約の終了）

1 本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡し、又は破産手続開始決定を受けたとき。
- (2) 乙が後見開始の審判を受けたとき
- (3) 乙が任意後見人を解任されたとき
- (4) 甲が任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき

(5) 本任意後見契約が解除されたとき

2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を任意後見監督人に通知するものとする。

3 第1項第1号、第2号、第5号の各事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

以上